

Weekly Report

第722号
令和5年11月13日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

年 末 調 整 の ポ イ ン ト

年末調整の時期が近づいてきました。年末調整は「扶養控除等申告書」などにに基づき行いますので、記載内容に誤りがないようにしましょう。

◎年末調整の対象……原則として「扶養控除等申告書」を提出している方が対象となりますが、給与総額が2千万円超の方などは対象外です。なお、年の途中で就職した方が前勤務先から給与を受けていた場合は、その給与を含めて年末調整をします。

◎扶養控除等（異動）申告書……扶養控除など各種控除を受けるための書類で、年末調整を行う方はこの申告書の提出が必要です。なお、本年から扶養控除の対象となる国外居住親族が見直され、非居住者の扶養親族が30歳以上70歳未満の場合は、①留学生、②年38万円以上の送金を受けている、のいずれかに該当する場合に限り対象となります。

◎基礎控除申告書……合計所得金額が2500万円以下の方が基礎控除を受ける場合は提出が必要です。

◎配偶者控除等申告書……本人の合計所得金額が1千万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下の方が配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合は提出が必要です。

◎所得金額調整控除申告書……給与収入が850万円超で、①本人が特別障害者、②23歳未満の扶養親族がいる、③同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者、のいずれかに該当する方が所得金額調整控除を受ける場合は提出が必要です。

◎保険料控除申告書……生命保険料や地震保険料などを支払った方は証明書を添付等して提出します。

◎住宅借入金等特別控除申告書……年末調整で住宅ローン控除（2年目以降）を受ける方は提出します。

協会けんぽの被扶養者資格再確認について

現在、協会けんぽにおいて被扶養者資格の再確認が実地されていますが、先月から被扶養者に係る年収の壁の対応策として「年収の壁・支援強化パッケージ」が始まり、パート等で働く被扶養者の年収が130万円以上（60歳以上の場合などは180万円以上）となる場合でも、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の「事業主の証明」を添付することで、引き続き被扶養者の認定を受けることが可能とされました。

これに伴い、該当する被扶養者がいる場合は、被扶養者が勤務する事業者から一時的な収入変動に係る事業主証明を取得し、被扶養者状況リスト等と併せて提出する必要があります。

来年の裁判員候補者名簿の登録者に通知

国民の中から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する裁判員制度では、1年ごとに作成される裁判員候補者名簿の中から、事件ごとに裁判員候補者が選ばれることとなります。

令和6年の裁判員候補者名簿に登録されて裁判員に選ばれる可能性がある方には、今月16日頃に裁判所から「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」（名簿記載通知）が届く予定です。同封の調査票を確認し、該当する辞退事由などがある場合は必要事項を記入の上、返送します。